

『大学教育』 投稿規程

2004年11月5日施行

2006年11月10日改定

2010年7月9日改定

2012年12月1日改定

- 第1条 『大学教育』（以下「本誌」という）は、大阪市立大学 大学教育研究センター（以下「本センター」という）が発行する研究紀要である。
- 第2条 本誌を発行する目的は、大学教育研究論文、調査・実践報告、本センターの活動報告等を掲載し、大学教育の研究・実践動向に関する知識の共有を図ることで、大学教育研究に資するとともに学内の教育改善に資することである。
- 第3条 本誌に投稿できる者は、次のいずれかの条件を満たすものとする。
- ① 本センターの研究員（専任・兼任・客員・特任）
 - ② 本学の教職員（非常勤含む）および大学院生
 - ③ その他、学外の高等教育を専門に研究する者等、編集委員会が認めた者
- 第4条 本誌は、各年度に1巻1号以上を発行する。
- 第5条 本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
- 第6条 本誌には次の記事を掲載する。
- 一 研究論文（調査研究、実践・事例研究を含む）
 - 二 報告（調査報告、実践・事例報告）
 - 三 資料（内外の高等教育情勢・研究動向の紹介など）
 - 四 書評・文献紹介
 - 五 その他（本センター行事記録等、その他編集委員会の定めるもの）
- 第7条 本誌に掲載する論文等は和文または英文とし、未発表のものに限る（ただし口頭発表はこの限りでない）。
- 第8条 本誌に論文等を投稿しようとする者は、編集委員会が定める本誌執筆要領に従い作成した原稿を、提出期限までに編集委員会宛に送付するものとする。その際、研究論文、報告、資料、書評・文献紹介のいずれかを希望する区分を明記する。掲載に当たって編集委員会が区分の変更を求めることがある。
- 第9条 投稿された原稿（研究論文、報告、資料）については査読を行う。
- 第10条 編集委員会は、掲載予定の原稿につき、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。
- 第11条 執筆者による校正は初校までとする。校正の際の原稿修正は原則として認められない。
- 第12条 掲載論文等の抜刷りは、初校の提出時に必要部数を申し込むものとする。その経費は、原則として執筆者の負担とする。
- 第13条 図版等で特別の経費を要する場合、その経費は執筆者の負担とする。
- 第14条 本誌に掲載された論文等の著作権は本センターに帰属するものとし、他の出版物等に転載する場合は事前に本センターの許可を得るものとする。なお、本誌に掲載された論文等は、原則として大阪市立大学の機関リポジトリに登録され公開される。執筆者は申し出により機関リポジトリに登録しないことができる。